

2022年6月28日

新型コロナウイルス感染症に対する感染見舞金定額化のお知らせ

拝啓 初夏の候 貴校におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当会の活動に対して格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当会では会員の皆様の福利厚生の一環として感染見舞金制度を設け、大変ご好評をいただいているところですが、2020年から始まった新型コロナウイルス感染症も変異を重ね、現在のオミクロン株による感染者の急拡大につきましては、皆様もご承知のとおりです。

当会に於きましても、新型コロナウイルス感染症に対するお見舞金のお支払いが、急速に増加しております。

現在、感染見舞金のご請求・お支払いには、感染見舞金請求書に加えて「罹患したことがわかる書類（罹患証明書等）」と「療養した期間がわかる書類（療養証明書等）」の提出をお願いしておりました。その結果、下記のような問題が生じております。

1. 各地の保健所ごとに「療養した期間がわかる書類」の記載内容や取得するまでの行程に違いがあるため、請求可能な見舞金額に地域による不公平が生じている。
2. 罹患した学生が「療養した期間がわかる書類」を申請から取得するまでに約3ヶ月程度かかる場合も多く、感染見舞金の請求・支払いに時間を要す。

当会としては、このような状況を改善し、感染見舞金制度の円滑な運営とお見舞金を速やかにお届けするために、年度の途中ではありますが、学生用 Will の新型コロナウイルス感染症に対する見舞金をインフルエンザと同様に定額化する事といたしました。（次頁参照）

定額化することで「療養した期間がわかる書類（療養証明書）」の提出が不要となり、会員の皆様の書類準備のご負担を軽減すると共に、円滑なお見舞金のお支払いが見込まれます。

つきましては、定額化の趣旨をご賢察の上、ご理解くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

一般社団法人日本看護学校協議会共済会
会長 荒川 眞知子

1. 定額化の目的

- 1) 感染見舞金の請求から支払いまでの円滑化
定額化することで「療養した期間がわかる書類（療養証明書等）」の提出が不要となり、感染見舞金の請求・支払いが円滑に行えます。
- 2) 感染見舞金の一律化
定額化することにより「療養した期間がわかる書類」が不要となり、地域差のない全国一律の感染見舞金の支払いが行えます。
- 3) 健全な感染見舞金制度の維持
新型コロナウイルス感染症の感染状況を明確に見通すのは大変困難です。そのような中で、同感染症の見舞金を定額化することで、今後も感染見舞金制度を健全に維持できると見込まれます。

2. 定額化実施日：2022年8月1日

診断日が、2022年8月1日以降の罹患が対象となります。

3. 定額化の内容

- 1) 見舞金額
新型コロナウイルス感染症に対する見舞金は、療養場所・療養期間を問わず Will のタイプに応じて、下表の通り定額とします。

タイプ	Will 1	Will 2	Will 3	Will 3DX
見舞金額	14,000円	15,000円	16,000円	21,000円

※ 見舞金額は、傷害保険通院日額の5日間相当分といたしました。これは、療養終了まで7日間である場合は、保健所ごとの差異はあるものの検査・診断に2日間を要し、実質療養期間は5日間となる場合が多いことを考慮したものです。

- 2) 請求時の必要書類
新型コロナウイルス感染症罹患に対する見舞金を請求する場合に必要な書類は、次の2種類になります。
 - ① 感染見舞金請求書（事故報告受付後、事務局から学校宛に送付します）
 - ② 診断日が記載された書類（保健所や行政機関または医療機関発行の書類）

4. 教職員用の感染症保険に変更はありません。

本件に関するご質問がございましたら、「Will」事務局までご連絡ください。

お問い合わせ先

「Will」取扱代理店
株式会社メディックプランニングオフィス



0120-863755
(9:00~17:00 土・日・祝日除く)